

後期高齢者医療 保険料率について

京都府における後期高齢者^(※)の
令和6・7年度の保険料率が決まりました。

被保険者の皆様の令和6年度保険料額は、7月中にお住まいの市区町村から郵送でお知らせします。

今回の保険料の改定においては、1人当たりの医療費の増加に加え、全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための制度改革による影響が見込まれるなか、剩余金などの活用により、可能な限り保険料の抑制に努めました。

被保険者の皆様には、新保険料へのご理解をお願いいたします。

(※)他の広域連合の被保険者を除きます。

京都府の保険料率

均等割額

令和6・7年度

56,340円

所得割率

10.95%^(※1)

(令和4・5年度)

(53,420円)

(10.46%)

保険料例は裏面のとおりです

保険料の計算方法

年間保険料

(※2)

=

均等割額

56,340円

+

所得割額

総所得金額等から
基礎控除額(※3)
を引いた金額

×

所得割率
10.95%
(※1)

※1 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は10.11%（令和6年度のみの措置）

※2 保険料の上限額 年80万円 昭和24年3月31日以前に生まれた方等は73万円（令和6年度のみの措置）

※3 令和6年度は43万円（合計所得金額が2400万円超で遞減）となります。

後期高齢者
医療制度
とは…

次の方を対象とした医療保険制度です。

- 京都府内にお住まいの75歳以上の方
- 京都府内にお住まいの65歳以上75歳未満の一定の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方

※生活保護受給者は除きます。 ※施設等に入所している場合等京都府内にお住まいでなくても京都府の被保険者となる場合があります。
また、京都府内にお住まいでも京都府の被保険者とならない場合もあります（住所地特例）。

保険料例(年額)

単身世帯のケース (年金収入のみの場合)	均等割額 (令和6・7年度)	所得割額		合計額 (均等割額+所得割額)		令和5年度との比較	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
年金収入額							
110万円(所得 0円)	16,902円 (7割軽減)	0円		16,902円		876円 増	
170万円(所得 60万円)	28,170円 (5割軽減)	17,187円	18,615円	45,357円	46,785円	865円 増	2,293円 増
200万円(所得 90万円)	45,072円 (2割軽減)	47,517円	51,465円	92,589円	96,537円	691円 増	4,639円 増
230万円(所得120万円)	56,340円 (軽減なし)	84,315円		140,655円		6,693円 增	

※年金所得については、令和6年度の場合で計算しております。

所得の少ない方の軽減措置(令和6年度)

均等割額 世帯（被保険者全員と世帯主）の所得の合計に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

均等 割額	総所得金額等(被保険者全員+世帯主)※ ¹ ※ ² が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
	基礎控除額（43万円）+ 10万円 × (給与所得者等の数※ ⁴ - 1)	7割
	基礎控除額（43万円）+ 29.5万円 × 被保険者の数※ ³ + 10万円 × (給与所得者等の数※ ⁴ - 1)	5割
	基礎控除額（43万円）+ 54.5万円 × 被保険者の数※ ³ + 10万円 × (給与所得者等の数※ ⁴ - 1)	2割

※1 年金収入があり公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額からさらに15万円が控除されます。

※2 専従者給与（控除）及び譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※3 被保険者の数は賦課期日（原則4月1日。年度途中に資格取得した場合は資格取得日）時点の人数です。

※4 被保険者及び世帯主のうち、給与または公的年金等（※1の控除後）の所得を有する者の合計人数です。

被扶養者

被扶養者であった方は、一定の軽減措置が受けられる場合があります。

後期高齢者医療制度は、
世代間で負担を
分かち合い、支え合う
しくみになっています

費用

負担

医療給付費

(医療機関等への支払や健康診査に要する費用など)

公費負担
(約5割)

現役世代からの支援金
(約4割)

保険料
(約1割)
※

※保険料上昇抑制のための財源（剩余金、財政安定化基金の活用）

●令和6年度保険料額は、7月中にお住まいの市区町村から郵送でお知らせします。

マイナ保険証を一度使ってみてください！

マイナ保険証を利用すれば…

- 紙の保険証より医療費が節約できます。
- 過去のお薬情報などが確認でき、より良い医療を受けることができます。
- 手続きなしで高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。

■令和6年8月は例年のとおり、有効期限「令和7年7月31日」の被保険者証の更新を行います。

■令和6年12月2日から現行の被保険者証は発行されなくなります。12月1日の時点でお手元にある有効な被保険者証は12月2日以降、被保険者証に記載されている有効期限（令和7年7月31日）まで使用可能です。なお、被保険者証の記載内容に変更があった場合、使えなくなります。

問い合わせ先

京都府後期高齢者医療広域連合事務局 又はお住まいの市区町村の担当窓口まで
☎075-344-1219 / 075-344-1202 ホームページ <https://kouiki-kyoto.jp/>